

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業 質問・回答一覧

No.	質問箇所等	質問	回答
1	公募設置等指針 P5 1(6)アPark-PFI事業	「利便増進施設の提案を行うことができません。」との記載があるが、歴史公園として、人の呼び込みや、親子連れ等多様な方々の来園を想定・考慮し、事業者の収益事業の一環ではなく、無料の自転車駐輪場を設置すべきと考えますが、提案しても宜しいでしょうか。	公園（公園施設）の利用者を対象とした自転車駐輪場の設置提案は可能ですが、その場合の提案可能場所は、区域A内とします。
2	公募設置等指針 P5 1(6)アPark-PFI事業	「利便増進施設の提案をすることはできません」と書かれていますが、公募対象公園施設に付属する自転車駐輪場（附置義務駐輪場を含む）や看板等を設置することは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	公募設置等指針 P5 1(6)アPark-PFI事業	公募対象公園施設の建築基準法上の敷地は、北部ブロックの区域A及び区域Bを合わせた部分という理解でよろしいでしょうか。	建築基準法上の敷地設定にあたっては、個々の事業内容に応じて大阪市や指定確認検査機関との協議調整が必要です。
4	公募設置等指針 P5 1(6)アPark-PFI事業	既存アスファルトの撤去及び撤去費の負担区分についてご教示をお願いします。	公募設置等指針3(1)に示すとおり、大阪市は事業対象地を認定計画提出者へ現状有姿で引き渡しますので、既存施設の必要な撤去は認定計画提出者の負担とします。 なお、大阪市が負担する特定公園施設の整備費には、特定公園施設になる部分のアスファルト舗装の一部撤去費用を含んでいます。
5	公募設置等指針 P8 1(6)イ(ア)事業対象地	維持管理・情報発信業務対象地について「今後、（中略）業務対象区域を変更する場合があります」とあるが、その際は貴市からの業務委託額について協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	公募設置等指針 P9 1(8)事業期間	事業期間が15～20年間と幅がありますが、期間によって評点に差が出ますでしょうか。また、その場合長期間の方が高評価でしょうか。	選定委員会において、事業期間を含めた提案内容を総合的に評価していただきます。
7	公募設置等指針 P9 1(8)事業期間	Park-PFIの事業期間を20年とした場合、南部ブロックの管理期間は20年超になることもあるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	公募設置等指針 P9 1(8)事業期間	整備工事期間、および、公募対象公園施設の解体撤去期間は、公園使用料の減額などの措置はありますか。	大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると大阪市が判断した場合は、免除する場合があります。
9	公募設置等指針 P11 2(2)管理運営計画書等	南部ブロックの管理運営がPark-PFIよりも先行してスタートした場合もPark-PFIの施設供用開始から2ヶ月後に管理計画書の提出等を行うとの理解でよろしいでしょうか？	管理運営計画書の提出時期等は、公募設置等指針2(2)アをご確認ください。 なお、南部ブロック管理運営事業の開始は、令和5年度からの為、管理運営計画書の初年度の提出は令和5年2月末日までとし、2年目以降の提出は前事業年度の2月末日までにしてください。また、Park-PFI事業の供用開始は、令和7年4月1日を期限としており、管理運営計画書の提出は、初年度は公募対象公園施設等の供用開始の2か月前までとし、2年目は前事業年度の2月末日までにしてください。

No.	質問箇所等	質問	回答
10	公募設置等指針 P11 2(4)統括管理責任者	統括管理責任者は当該事業の専任でなくてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	公募設置等指針 P11 2(4)統括管理責任者	統括管理責任者の大阪市への通知はいつ行うことになりますでしょうか？	当初の通知は、令和5年2月末日までに行ってください。
12	公募設置等指針 P11 2(4)統括管理責任者	統括管理責任者の実績要件について、グループ会社から異動し代表構成員の正規職員となった者を統括管理責任者とする場合、その者の実績が要件を満たしていれば問題ない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	公募設置等指針 P11 2(4)統括管理責任者	統括管理責任者等は、専担・兼務、常駐・非常駐の区分関係なく、良好な運営管理が実施出来る体制を構築してご提案可能、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
14	公募設置等指針 P11 2(4)統括管理責任者 P15 3(1)ウ管理運営に係る事項 P25 4(1)職員の配置	統括管理責任者、公募対象公園施設管理責任者、特定公園施設管理責任者、南部ブロック管理責任者は、各責任者要件を全て具備する場合は1人で全て兼務可能、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	公募設置等指針 P11 2(5)会計について	各収支において人件費などの共通費についての按分方法についてご教示ください。	提案内容に応じて、按分してください。
16	公募設置等指針 P12 2(8)その他留意事項	南部ブロックが広域避難場所に指定されていることに伴う、災害対応への協力について、どの程度の業務を想定しているか、具体的にご教示ください。	施設及び設備の安全確認、障害物の除去等の初動対応、被害状況等の大阪市への報告、及び災害規模に即した対応への協力などを想定しています。
17	公募設置等指針 P13 3(1)共通事項	北部ブロック区域Aの土壤汚染調査は実施済でしょうか。もしくは土地の履歴上、汚染の可能性は無いという理解でよろしいでしょうか。	土壤汚染調査は未実施です。 なお、住宅地図により土地履歴を確認した上では土壤汚染の可能性は無いと考えています。
18	公募設置等指針 P13 3(1)共通事項	事前に予測できなかった土壤汚染が発覚した場合、事業期間の変更（運営開始期限の変更）について、協議することは可能でしょうか。	可能です。
19	公募設置等指針 P13 3(1)共通事項	事前に予測できなかった土壤汚染が発覚した場合、対策費については市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	公募設置等指針13(1)、また別紙3 実施協定(案)第12条第2項に示すとおり、整備費の増大は認定計画提出者の負担となります。
20	公募設置等指針 P13 3(1)イ設計整備等に係る事項	設計業務責任者と工事責任者は兼務することは可能でしょうか？また、各責任者に要求される資格条件は無しとの理解でよろしいでしょうか？	設計業務責任者と工事責任者の兼務は可能です。各責任者の資格条件はご理解のとおりです。

No.	質問箇所等	質問	回答
21	公募設置等指針 P16 3(2)ア公募対象公園施設の種類の種類	難波宮公園に集客数が増えた際等、公園の維持管理費用の確保や向上策を目的とした、三年の更新時もしくは、整備スケジュールに応じたに増築提案は可能でしょうか。	本事業期間中、特定公園施設として整備した範囲に公募対象公園施設を整備（増築等含む）することはできませんが、提案時に将来を見据えて増築提案をして頂くことは可能です。増築提案できる範囲は公募対象公園施設として整備いただく範囲内に限り、また、ご提案頂いた内容は原則実施していただきます。 認定公募設置等計画の変更が必要な場合は、同法第5条の6第1項に基づき、大阪市の変更認定が必要となります。
22	公募設置等指針 P16 3(2)ア公募対象公園施設の種類の種類	公募対象公園施設の一部に観光案内・情報発信機能の導入が必須条件となっています。 P-PFI制度の場合、行政が公的サービスの提供を目的に、必須で整備を求める施設・設備を設定するのは特定公園施設として扱うことが一般的であると考えますが、今回、公募対象公園施設として位置づけられている意図をご教示ください。 また公募対象公園施設内に観光案内・情報発信機能の拠点を整備する場合、サービス提供に要する面積について、大阪市から賃料の支払いを行う想定があるかご教示ください。	観光案内・情報発信機能は、利用者の快適性を高め、新たな賑わいを創出する公募対象施設と一体で機能を導入することで、効果的な機能発揮が期待できるため、公募対象公園施設に導入いただく機能として位置づけています。 サービス提供に要する面積の賃料について、大阪府及び大阪市からの支払いはありません。 公募対象公園施設の公園使用料の考え方は別紙15を参照してください。なお、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると大阪市が判断した場合は、免除する場合があります。
23	公募設置等指針 P16 3(2)ア公募対象公園施設の種類の種類	観光案内・情報発信機能に関し、難波宮跡の情報案内について大阪市側で準備されるコンテンツはありますでしょうか。	大阪市側で準備する情報案内のコンテンツはございませんが、本機能の導入にあたり必要に応じて素材の提供や監修等を行うことを想定しています。
24	公募設置等指針 P16 3(2)イ公募対象公園施設の場所及び規模	建築物の総許容建築面積とは、総延床面積のことでしょうか？	総延床面積ではなく、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積のことです。
25	公募設置等指針 P17 3(2)エ公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	設置許可使用料の設定について、大阪市独自の試算方法に基づき3年毎に見直しを図られる旨の記載があるが、当初提案金額と比較して大幅な上方修正があった場合、事業の継続が不可能となるリスクがあります。これを防ぐために、一定の水準を超えた場合は減免措置を講じる等の対策、または基準の設定を求めたいが可能でしょうか。もしくは、大阪市公園条例において、本公園の使用料については別に定めていただくよう協議させて頂くことは可能でしょうか。	公募設置等指針13(1)に示すとおり、公園条例の改正が収支計画に多大な影響を及ぼす場合は協議事項になります。
26	公募設置等指針 P17 3(2)エ公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	公園使用料が改定されたあとの設置許可使用料の見直しは、設置許可の更新時という理解でよろしいでしょうか。	認定公募設置等計画に記載された設置許可使用料の見直しは、大阪市公園条例の改正後、速やかに行います。
27	公募設置等指針 P18 3(2)カ公募対象公園施設の整備に関する条件	公園利用者が施設のトイレを使えるようにとの記載がありますが、単独で公園利用者専用のトイレ建物を設けても良いのでしょうか？	可能です。ただし特定公園施設としてトイレを提案することはできません。

No.	質問箇所等	質問	回答
28	公募設置等指針 P18 3(2)カ公募対象公園施設の整備に関する条件	駐車場出入口の計画にあたり、利用者の利便性に配慮した計画のため、区域A西側のバス停の位置変更を前提とした提案をさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。 なお、実際に移設を計画する際には、バス運営事業者や道路管理者、交通管理者等との協議が必要です。協議の結果、提案内容に変更が生じる場合は、認定計画提出者の負担において計画を見直してください。
29	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	管理運営に関する条件の一つとして、ホスピタリティある質の高いサービスが求められていますが、現状のサービスイメージ等があればご教示下さい。 例：視認性の高い・分かりやすいサイン整備（フロアマップ含）等の設置	公募対象公園施設の内容に応じて、ホスピタリティあると考える提案を自由に行ってください。
30	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	提案書提出の段階で、（想定導入店舗における）販売品目のイメージの記載は必要でしょうか。	可能な範囲で提案書にご記載ください。
31	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	販売品目は事前承認が必要とありますが、（第三者に賃貸する場合）その承認は、定期建物賃貸借契約の内容等の承諾を得る時期と同時期という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	北部だけではなく南部も含めた、公園利用者の利便性が高まる物品・サービスを提供する店舗や、歴史公園として遠方から来られた観光客向けの物品・サービスを提供する店舗は便益施設と認識し、提案可能という理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設のサービス内容については、都市公園法及び本公募設置等指針に求める要求事項に合致するものであれば提供いただくことは可能です。
33	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	施設の定休日を設定する場合は、大阪市の事前承諾等は不要でしょうか。	定休日の設定を含め施設の管理運営の詳細は、公募設置等指針2(2)アに示す管理運営計画書に記載してください。
34	公募設置等指針 P19 3(2)キ公募対象公園施設の管理運営に関する条件	営業時間の変更や店舗の改装等に関して、大阪市との事前協議が求められておりますが、施設に入居する店舗ごとの営業時間や改装内容を指しているのでしょうか。また、それは承諾事項ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり大阪市との事前協議事項です。 なお、店舗の改装にあたっては、公募等設置計画に記載いただく用途以外へ転用する改装は原則できません。
35	公募設置等指針 P20 3(3)ア特定公園施設の整備について	特定公園施設の整備内容について、別途有識者の意見を徴収し、その上で文化庁の許可を得る必要が有ります。と記載されていますが、これらの協議段階を経て見直す必要が生じた場合、求められた修正内容に対し、事業上やスケジュール上の理由により協議することは可能でしょうか。	可能です。
36	公募設置等指針 P18 3(2)カ公募対象公園施設の整備に関する条件 P20 3(3)ア特定公園施設の整備について	公園の運営計画上、管理事務所や倉庫、公園利用者用のトイレ等を特定公園施設として区域Bに設置した方が望ましいと考える場合、公募対象公園施設内に設ける公園利用者も利用できるトイレとは別に、そのような提案をすることは可能でしょうか。	公募設置等指針3(3)アに示すとおり、区域Bでは基本的に建築物を設置することはできません。また、区域Aを含めトイレ等を特定公園施設として提案することはできません。

No.	質問箇所等	質問	回答
37	公募設置等指針 P20 3(3)ア特定公園施設の整備について	遺構表示を中心とした園地整備を発掘調査によって明らかになった遺構の規模、位置に合わせて行うようにとの記載がありますが、敷地境界と遺構との位置関係や遺構の外形線がわかるより詳細なデータを提供頂けないでしょうか。	提供可能なデータ等はありません。 遺構表示を行う遺構の位置、規模等に関する詳細は、認定計画提出者が設計業務を実施する段階で大阪市と協議してください。
38	公募設置等指針 P22 3(3)ア特定公園施設の整備について	内裏正殿の上部構造のICT技術（AR、VR等）での復元については、公園内の特定のポイント（総合解説板）近辺から見ることであれば良い、という理解でよろしいでしょうか。	Park-PFI事業対象地内で、施設の整備計画に応じて効果的な場所を検討の上、ご提案ください。
39	公募設置等指針 P23 3(3)エ特定公園施設の設計整備にかかる費用	設計費及び整備工事費の算定根拠をお示しください。	お示しできません。
40	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	「特定公園施設の維持管理の水準は、別紙8を参考にすること」とありますが、必ずしも別紙8通りの管理を求められているのではなく、別紙8に示された管理水準を守りつつ、事業者による創意工夫に基づく提案が可能、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	魅力向上業務にあたり、文化庁の許可が必要との記載があります。公募時点で大阪市と文化庁の間で、催事の開催を想定して民間事業者を公募する旨の調整が行われており、文化庁も一定の理解を示している等の協議状況をご教示ください。	公募の概要に関しては、催事の開催の可能性を含めて文化庁に説明を行っておりますが、個々の具体的な事業に対しては、大阪市と事前協議を行ったうえで、その内容に応じて文化庁と協議して許可を得ることが必要となります。
42	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	魅力向上業務にあたり、イベント資材の運搬や飲食サービスの提供を行うための園内への車両進入が可能な範囲と搬入路をご教示ください。	催事関係車両について侵入不可能な範囲はありませんが、搬入にあたっては極力、遺構表示部分を避けて通行してください。また、車両（重機含む。）の使用等については、交通安全対策や必要に応じて地表面の養生を行うなど、公募設置等指針に定める留意事項等を遵守いただくとともに、事前に大阪市と協議してください。
43	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	魅力向上業務にあたり、催事実施時に臨時的駐車場を南部ブロックに開設することは可能でしょうか。また臨時駐車場の開設に伴い、事業者が収益を得てもよろしいでしょうか。	催事に付随し臨時駐車場を設置する場合は、大阪市との事前協議が必要です。ただし、臨時駐車場は催事関係車両の駐車に限られ、駐車料金の設定が無料であっても一般来場者対象の駐車場は設置できません。
44	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	魅力向上業務にあたり、仮設工作物（ステージ、テント、柵など）の設置を伴う催事の実施について、設営時の制約（杭打ち、草地養生等）の有無と、ある場合はその内容をご教示ください。	仮設工作物の設置場所、方法等は事前に大阪市と協議してください。GL-0.2m（現況レベルから掘削200mm）を超える掘削など地下の史跡に影響を及ぼす行為や長期間にわたって史跡空間を占用するなど、史跡の景観を損ねる行為は許可されません。また、行事関係車両（重機含む。）の使用等にあたっては、必要に応じて地表面の養生を行ってください。
45	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	催事開催時において、テント設営の飲食店を設ける場合等、火器の使用に制限があるかご教示ください。	関係法規等を遵守し、地下遺構及び遺構表示等の施設棄損の恐れがないかなど大阪市と事前に協議してください。

No.	質問箇所等	質問	回答
46	公募設置等指針 P24 3(3)オ特定公園施設の管理運営について	認定計画提出者は優先的に催事を行うことができるとありますが、具体的なインセンティブについてご教示ください。	優先的に催事を行うことができるほかは、特にインセンティブはありません。
47	公募設置等指針 P25 4(2)魅力向上業務に係る事項	魅力向上事業の一環として、外部イベントを誘致する際、手数料（又は公園への還元費等）の名目で興行主から費用の徴収を行うことは可能でしょうか。	認定計画提出者が主催及び共催するイベントにおいて、関係先との興行収入の按分等については大阪市は関与しません。 なお、イベントなどの収支は公募設置等指針2(2)アに示す収支計画書及びウ示す収支報告書に記載してください。
48	公募設置等指針 P25 4(2)魅力向上業務に係る事項	魅力向上業務として実施可能な催事は、史跡との関連性を有するものとの記載がありますが、催事の内容そのものが史跡に直接的に関連するものではなくても、史跡や公園の認知度向上を目的にまずは当該事業地への誘客を促進するものなどについても開催は可能でしょうか。	魅力向上業務は、公募設置等指針1(2)～(5)に示す保存の経緯や各ブロックの歴史的特性を踏まえ、史跡と関連性、親和性のあるものを実施してください。 なお、個々の具体的な事業に対しては、大阪市と事前協議を行ったうえで、その内容に応じて文化庁と協議して許可を得ることが必要となります。
49	公募設置等指針 P26 4(2)魅力向上業務に係る事項	史跡との関連が認められる内容の程度について、現時点での貴市の想定があれば詳細のイメージをご教示ください。	公募設置等指針1(2)～(5)に示す保存の経緯や各ブロックの歴史的特性を踏まえ、民間による実現性の高いアイデアやノウハウの提案を求めていることから、大阪市からお示しできるものはございません。
50	公募設置等指針 P26 4(2)魅力向上業務に係る事項	魅力向上事業の催事開催について、現時点で都市計画公園指定されていない範囲についても、催事開催に関わる制限・規制・基準等については北部・南部ブロックと同等との理解でよろしいでしょうか。基準等が異なる場合、その内容をご教示ください。 また、催事を実施可能な範囲について図面等で詳細をご教示ください。	魅力向上事業の実施にあたっては、文化財保護法の規定や公募設置等指針等に適合する必要があります。上記に加え、北部ブロックは都市公園として開設するため大阪市公園条例の規定が適用されます。 催事等の実施可能な範囲は、原則北部ブロック（図-2に示す区域C）及び南部ブロック魅力向上業務対象地（図-4）になりますが、詳細は個々の具体的な事業ごとに大阪市との協議が必要です。
51	公募設置等指針 P26 4(2)魅力向上業務に係る事項	魅力向上業務の催事開催に関連して、南部ブロック・北部ブロックの内、雨天等の対策を目的とする大型テントの設置が可能なエリアはありますか。 大型テントは数十人～百人単位で使用可能な規模のものを想定しています。 また、設置期間は数か月を想定しています。	テントの設置場所、規模、方法等は事前に大阪市と協議してください。遺構表示を行っていない部分で計画いただき、GL-0.2mを超える掘削など地下の史跡に影響を及ぼす行為や長期間にわたって史跡空間を占用するなど、史跡の景観を損ねる行為は許可されません。
52	公募設置等指針 P26 4(2)魅力向上業務に係る事項	設置可能なテントの大きさや期間について制限があれば合わせてご教示ください。	No.51をご参照ください。
53	公募設置等指針 P27 4(2)エその他留意事項	「令和5年度に解説板の設置を予定しております」とありますが、情報発信業務において事業者が提案するものとの違いをご教示ください。	令和5年度に設置を予定している解説板は、公募設置等指針3(3)ア(オ)に示しているとおり、難波宮跡のブロック別及び個別遺構の常設の解説板です。一方、情報発信業務において提案いただくものは、上記以外のものとなります。

No.	質問箇所等	質問	回答
54	公募設置等指針 P27 4(3)維持管理・情報発信業務に係る事項	当該業務においてこれまで大阪府で実施された維持管理費用の実績値(業務委託費等)をご教示ください。直営の場合は人工数など参考になる数値の開示をお願いします。また、上限額10,500千円/年の算定根拠についてもご教示願います。	維持管理費用の令和3年度実績値(業務委託費)は、次のとおりです。 除草：5,367千円、剪定：1,310千円、清掃：638千円、一般産業廃棄物収集運搬：488千円、産業廃棄物収集運搬：140千円 上限額は、過去3年の維持管理業務の実績値平均額に、巡回業務及び情報発信業務にかかる費用を積算しています。
55	公募設置等指針 P32 6(2)カ提出書類	連合体で応募する場合、提出書類1-6、1-7、1-9、1-11、1-12、1-13は代表構成団体分のみを提出すれば良いでしょうか、又は構成団体分の書類も提出する必要がありますでしょうか。	構成団体分も含めてご提出ください。
56	公募設置等指針 P32 6(2)カ提出書類	提出書類1-9から1-11について、直近3事業年度とは何年度～何年度を指しますでしょうか。(2018～2020年度でよいでしょうか) 2021年度が対象とされる場合、2021年度分は6月に予定する株主総会承認後にご提出可能になります。	2018年度から2020年度の3ヶ年分をご提出ください。
57	公募設置等指針 P32 6(2)カ提出書類	事業報告書とは、どのようなものを指すか具体的にご教示ください。 例) 会社法で定義されている非財務書類である事業報告書	会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく事業報告書又はそれらに相当する書類としてください。
58	公募設置等指針 P33 6(2)カ提出書類	提出書類の1-11貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写しと1-13事業報告書、事業計画書は、有価証券報告書の提出でも大丈夫でしょうか?	提出書類1-11は、会社法、法人税法若しくは金融証券取引法に基づく決算報告書、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の基づく計算書類又はそれらに相当する書類としてください。 提出書類1-12は、No.58を参照してください。
59	公募設置等指針 P35 7(2)第二次審査	第二次審査のプレゼンテーションには協力法人からの出席も可能という理解でよろしいでしょうか。	公募指針7(2)に示すとおり、プレゼンテーションへの出席人数は5名までとしています。参加人数の範囲中であれば協力法人の参加は可能です。
60	公募設置等指針 P35 7(2)ア評価基準	評価基準と提出様式の関係性について明示ください。 例えば、評価基準内の事業計画-資金計画の評価対象は様式18のみであるという理解でよろしいでしょうか。	選定委員会において、提出書類の全てを評価基準に基づき評価させていただきます。
61	公募設置等指針 P35 7(2)ア評価基準	「来訪者を大阪府内の文化財をはじめとした歴史観光資源へ誘い」との記載がありますが、特に連携を重視している歴史観光資源についてご教示ください。	公募設置等指針1(2)に示すとおり、大阪城公園や大阪歴史博物館との連携は大切と考えております。 府域には多様な観光資源があり、魅力ある観光資源を掘り起こし、発信するため、大阪ミュージアムに登録しています。なお、大阪府では、観光ガイドブック「DISCOVER OSAKA」を発行していますので、観光資源の一例としてご参照ください。 大阪ミュージアム： https://www.osaka-museum.com/index.html 観光ガイドブック「DISCOVER OSAKA」： https://www.osaka-museum.com/discoverosaka/

No.	質問箇所等	質問	回答
62	公募設置等指針 P39 13(1)リスク分担	リスク分担のうち運営費の増大について、貴市の責によるもの以外は認定計画者の負担となっていますが、本事業は文化庁等の国の関与も想定されています。認定計画者の責によるもの以外については、協議事項として頂けないでしょうか。	原案のままとします。
63	公募設置等指針 その他	計画検討のため、以下のデータを提供頂けないでしょうか。 ・北部ブロックの敷地の正確な形状や高低差がわかる資料 ・北部ブロック区域Aの地盤の情報（ボーリングデータ等） ・遺構外形線がわかるデータ ・対象敷地内の現況レベル関係が把握できるデータ ・内裏正殿の上部構造のデータ ・南部ブロックのインフラ（電気、給水、排水）の整備状況についての情報	南部ブロックのインフラ（電気、給水、排水）の整備状況図面の提供を行います。提供方法を建設局HPに掲載いたしましたので、ご確認ください。 なお、上記以外で提供可能な資料等はありません。
64	公募設置等指針 その他	北部ブロック区域Aについて、既存建物の撤去は地中も含めて完了している認識でよろしいでしょうか。また完了している場合の地下埋戻しの状況について分かる資料（工事記録等）を提供頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、埋戻し状況は設置等予定者決定後、設置等予定者に提供します。
65	公募設置等指針 その他	自主事業の一環として、園内の一部に本構成団体以外の企業のネーミングライツを設定することは可能でしょうか。	特定公園施設にネーミングライツを設定することはできません。公募対象公園施設に設定する場合は、大阪市と協議の上、大阪市の承認が必要です。
66	別紙2 P2	第4条 構成団体の離脱について、本事業を継続して実施するためにも離脱する構成員に代わって、同種の事業を行う構成員を新たに参画させることは可能でしょうか。	可能です。
67	別紙3 P39	指定の保険料についても公募対象公園施設の収支計画上の費用と見込んだうえで利益算定を行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	別紙6 P5	19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、 ：資格とはどのような資格等が当たりますか？	各種業務を実施するうえで、関係法令等を遵守し、事業者において適切な資格を定めてください。
69	別紙7 P5	広場の表面勾配4%～10%と記載があるが、広場とはどの範囲を示しているのでしょうか。	特定公園施設の計画内容に応じて範囲は設定されます。
70	別紙8 P1	6項目・地域団体やボランティア団体等、市民との共同による公園管理・・・努めること。 ：ボランティア団体等は大阪城公園等で活躍して頂いている皆様と同一でも良いですか？	公園管理や史跡の普及啓発など、各種取組に応じたボランティア団体等との連携に努めてください。
71	別紙8 P1	11項目・施設台帳(樹木を含む)を整備し、修繕、更新等の記録を適正に記載すること。 ：既存の台帳をご掲示頂きますようお願い致します。	北部ブロックは現在、未開設であるため既存の台帳はありません。特定公園施設の提案に基づき、大阪市と協議のうえ、認定計画提出者において作成してください。

No.	質問箇所等	質問	回答
72	別紙8 P3	4項目・飛び石や機械との接触などによる第三者事故を防止するため、安全対策には万全を期すること。 ：今現在どのような方法を講じているのか御教示ください。（別紙10の南ブロックも同様）	カラーコーンや防護板の設置など、状況に応じた適切な安全対策をとってください。
73	別紙8 P4	4項目・植物の処分については、場所を定め集積するとともに、・・・ ：現在どこで、どのように行っているのかご教示下さい。	北部ブロックは、今後、認定計画提出者において整備いただきますので、お示しするものではありません。なお、植物の処分等にあたっては、北部ブロック内に集積場所を設置せず、その都度、搬出処分することも可能です。
74	別紙8 P4	5項目・樹木の健全性や景観、防災に配慮し必要に応じて植栽や更新を行うこと。 ：植栽する際、どの程度土壌を掘ることが可能ですか？	史跡指定範囲内の掘削可能深度は、別紙12をご参照ください。 なお、史跡範囲外は、別紙13に示す埋蔵文化財の発掘調査対象区域を除き掘削可能深度の条件はありません。
75	別紙8 P4	「市が新たに樹木を植栽した場合、それらの樹木も適切に維持管理すること」とありますが、その維持管理費用は市の負担、という理解でよろしいでしょうか。	新植樹木の維持管理は認定計画提出者の負担となります。なお、植樹にあたっては事前に認定計画提出者と協議を行った上で植栽します。
76	別紙8 P4	6項目・市が新たに樹木(寄付による樹木を含む。)を植栽した場合、それらの樹木も適切に維持管理すること。特に夏場の灌水に留意すること。 ：樹木が増加した場合管理費用が増えますが、増額されるという認識でよろしいですか？	No.75をご参照ください。
77	別紙8 P9	4項目・巡視点検を通じ、・・・また、公園の改修や維持管理に伴って公園の形状や樹木、・・・ なお、図面関係については、CADデータにて作成・更新すること。 ：既存のデータをご掲示頂きますようお願い致します。（別紙10の南ブロックも同様）	No.71をご参照ください。
78	別紙10 P2	10項目・樹木の台帳を整備し、管理記録を適正に行うこと ：既存使用の台帳をリニューアル、ブラッシュアップする方法で管理させて頂いてよいか。	本事業期間中、樹木管理業務を行ううえで、適切な管理記録が行える樹木台帳を整備してください。
79	別紙12	掘削可能深度：GL-0.2mとは現況レベルから掘削200mm、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、別紙12は史跡指定地における概ねの掘削可能深度を示したものであり、実際に掘削を行う事業計画を行う場合は、事前に大阪市と協議が必要になります。
80	別紙12	掘削可能深度：GL-0.2m、遺構面の高さ：GL-0.5mと記載がありますが、GLとは区域境界ライン（歩道と取合う部分）の現況レベルを目安としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問箇所等	質問	回答
81	別紙13	公募設置等指針や別紙にて事前に予測できなかった埋蔵文化財が発覚した場合、事業期間の変更（運営開始期限の変更）について、協議することは可能でしょうか。	可能です。
82	別紙13	埋蔵文化財の発掘調査対象区域（想定範囲）外で、杭（PC杭など）の施工を行うことは可能でしょうか。	可能です。
83	別紙13	区域Aにおける埋蔵文化財の発掘調査対象区域（想定範囲）外での整備・掘削を行う場合でも、試掘調査が必要になりますでしょうか。	必要ありません。
84	別紙13	別紙13において発掘対象区域が図示されていますが、これからの発掘との認識で宜しいでしょうか。また、発掘は大阪市が行うと思われませんが、その工程についてお教え下さい。	発掘調査は、整備内容に応じて認定計画提出者において実施していただきます。調査方法等については、大阪市と協議してください。
85	別紙14	後期内裏正殿の遺構についても掘削可能深度はGL-0.2m、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	別紙14 P2	内裏正殿は「掘立柱建築」とありますが、礎石（基礎）は見えないようにする必要がありますでしょうか。	整備後の地表面から上には露出しないようにしてください。
87	別紙14 P7	「主な特定公園施設の設計・整備の仕様等について」について、後期内裏正殿の構造等、意匠に影響のない部分については、仕様に関わらず合理的な提案をしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	様式3	連合体成立日は、連合体を構成する法人らで合意のとれる任意の日付でよろしいでしょうか。	結構です。
89	現地説明会	現状の南部ブロックで、閉鎖されている公衆トイレは、修繕予定でしょうか。	令和3年度に改修済みです。
90	現地説明会	現地見学で区域Aに駐車場敷地として、アスファルトが残置されていることを確認しました。それらは市が撤去したうえで事業者へ引き渡しを行うという理解でよろしいでしょうか。	No.4をご参照ください。
91	現地説明会	現地見学で区域Bに樹木やフェンス、柵などがあることを確認しましたが、今回の整備に伴う申請時に、基礎等の撤去に伴う地盤の掘削も併せた市及び文化庁協議が必要でしょうか。	協議が必要です。
92	その他	南部ブロックにおいて維持管理業務や魅力向上業務を実施する中で、利用者の要望や公園の魅力向上に向け、修繕や改修の必要性が生じた際には、適宜市へ提案させて頂き、市の整備費負担にて実施して頂きたいですが協議可能でしょうか。	軽微な破損等については修繕も維持管理業務に含みます。その他の施設・機器等の修繕については、別紙5第8条のとおりです。
93	その他	シェアサイクルやシェアキックボード等のポートの設置を提案しても宜しいでしょうか。	提案することはできません。自転車駐輪場については、No.1、No.2をご参照ください。